

公認会計士による内部者取引に係る 証券取引等監視委員会の勧告について

平成 22 年 11 月 16 日
日本公認会計士協会
会長 山崎 彰 三

1 . 本日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、内部者取引を行った公認会計士に対して、課徴金 118 万円の納付命令を出すよう勧告がありました。

本件は、監査法人に所属していた公認会計士が、職務上知り得た、株式の公開買い付けを行うことを決定した事実をもとに、同事実が公表される前に自己の計算において買付を行ったものであります。

2 . 資本市場の信頼性を確保するという重要な社会的使命を担う公認会計士が、職務上知り得た情報を利用して内部者取引を行うことは断じて許されない行為であり、日本公認会計士協会(以下、協会という)は、公認会計士の自主規制機関として、事件の全貌を把握した上で、速やかに厳正な処分を行う所存であります。

3 . 協会は従来より、会員への倫理研修を義務付け、また、監査事務所の品質管理体制の確認、指導監督に努めてきているところですが、ここに改めて、会員に対し会計プロフェッションとしての職業倫理の一層の自覚を強く訴えるとともに、監査事務所に対し、再発防止のため直ちに次の措置に取り組むよう要請いたします。

(1) 職業倫理遵守のための内部管理体制の整備及びその運用状況を自己点検し、課題があれば直ちに是正措置を講じること。

(2) インサイダー取引規制は監査事務所のすべての構成員(社員、監査補助者及び事務員)が対象となっていることから、監査事務所における職業倫理研修の再確認を行うこと。

以 上